

議案第76号

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和元年9月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年山陽小野田市条  
例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本  
市の住民基本台帳」を「本市が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施  
行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13  
に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第  
1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の  
一部を組み合わせたものを表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項  
の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に  
記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民  
票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び  
当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあって  
は氏名及び当該通称）

第6条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を削る。

第13条第1項第4号中「氏名」の次に「、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）若しくは名」を加え、同項第6号中「住民基本台帳法」を「法」に改め、同条第2項中「住民基本台帳法」を「法」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本市が備える住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は氏名、旧氏若しくは<u>通称の一部を組み合わせたものを表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、<u>本市の住民基本台帳</u>に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたものを表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

3 (略)

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

(4)～(7) (略)

2 市長は、前項の印鑑票を、磁気ディスクをもって調製することができる。

(印鑑登録の抹消)

第13条 (略)

(1)～(3) 略

(4) 婚姻等により氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更があつたとき（登録されている印鑑の印影を

3 (略)

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

(4)～(7) (略)

2 市長は、前項の印鑑票を、磁気ディスク （これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。

(印鑑登録の抹消)

第13条 (略)

(1)～(3) 略

(4) 婚姻等により氏名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更があつたとき（登録されている印鑑の印影を変更する必要のない場合を除く。）

更する必要のない場合を除く。)

(5) (略)

(6) 外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(7) (略)

2 市長は、職権により当該印鑑の登録を抹消した場合において、転出、死亡又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本国籍を取得した場合を除く。）を除く事由により登録を抹消したときは、印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

(5) (略)

(6) 外国人住民にあっては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

(7) (略)

2 市長は、職権により当該印鑑の登録を抹消した場合において、転出、死亡又は住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本国籍を取得した場合を除く。）を除く事由により登録を抹消したときは、印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。